自動継続期日指定定期預金規定

玉島信用金庫

1．（この規定の取引における契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2．（自動継続）

(1)　自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3．（預金の支払時期等）

(1)　この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①　満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書表面又は、通帳記載の据置期間の満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②　継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

(2)　指定された満期日から１ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3)　継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4．（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入の記帳を取消したうえ、当店で返却します。

5．（利　息）

(1)　この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①　１年以上２年未満　　証書表面又は、通帳記載の「２年未満」の利率

②　２年以上　　証書表面又は、通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

(2)　継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3)　継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4)　指定された満期日から１ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)　債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(6)　当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および第７条第５項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①　６ヵ月未満　　解約日における普通預金の利率

②　６ヵ月以上１年未満　　２年以上利率×40%

③　１年以上１年６ヵ月未満　　２年以上利率×50%

④　１年６ヵ月以上２年未満　　２年以上利率×60%

⑤　２年以上２年６ヵ月未満　　２年以上利率×70%

⑥　２年６ヵ月以上３年未満　　２年以上利率×90%

(7)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

6．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第５項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第７条第５項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7．（預金の解約、書替継続）

(1)　この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。

(2)　前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

(3)　前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の届出を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第３項の保全処分、または民法第 909 条の２の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

(4)　この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。

なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。

(5)　次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E．その他本号ＡからＤに準ずる行為

8．（届出事項の変更、証書、通帳の再発行等）

(1)　個人のこの預金の取引において、証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

(2)　前項の印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3)　個人以外のこの預金の取引において、証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4)　証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(5)　証書、通帳を再発行する場合には、当金庫の「手数料のご案内」で定める手数料をいただきます。

9．（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、

直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
(4)　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
(5)　前４項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

10.（印鑑照合）

証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11.（盗難証書、盗難通帳を用いた解約または書替継続による払戻し等）

(1)　個人のこの預金の取引において、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
①　証書、通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
②　当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
③　当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)　前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

(3)　前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、証書、通帳が盗取された日（証書、通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)　第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
①　当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
Ａ．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
Ｃ．預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
②　証書、通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)　当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)　当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)　当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書、通帳を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12.（譲渡、質入れの禁止）

(1)　この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
(2)　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　第３条第１項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
①　相殺通知は書面によるものとします。証書・通帳は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
③　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14.（規定の変更）

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上
（2026 年 10 月 1 日現在）

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。